

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中本 成亮
登録番号又は法人番号	1 4 1 0 1 2 2 9
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	中本行政書士事務所
事務所所在地	千葉県山武市五木田 3108 番地 10
処分年月日	令和 3 年 1 2 月 1 0 日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>被処分会員は、令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月までの間、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）施行規則に定める申請取次業務において、外国人である申請人又は当該法上の代理人から直接依頼を受けることなく第三者を介して依頼を受けた申請を当該第三者より報酬を受けて 80 件を超える数にて取次をなした。このことは「日本行政書士会連合会申請取次行政書士の届出に関する審査基準」Ⅰの四にて定める「誓約書」におけるハの規定に違反するものである。また、当該法に定める登録支援機関としての名義を当該第三者に貸し、支援計画書等必要書類一式を当該第三者をして作成させた。これらのことは、行政書士法第 10 条、同 13 条、同第 19 条第 1 項、同施行規則第 4 条及び当会会則第 20 条、同 21 条に違反するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第 10 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>行政書士法第 19 条第 1 項 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p> <p>行政書士法施行規則第 4 条 行政書士は、その業務を他人に行わせてはならない。ただし、そ</p>

の使用人その他の従業者である行政書士（以下この条において「従業者である行政書士」という。）に行わせる場合又は依頼人の同意を得て、他の行政書士（従業者である行政書士を除く。）若しくは行政書士法人に行わせる場合は、この限りでない。

千葉県行政書士会会則第20条

会員は、その業務を行うに当たっては、公正、迅速を旨とし、処理しなければならない。

千葉県行政書士会会則第21条

会員は、自己名義を貸与し、その者をして法第1条の2、第1条の3に規定する業務を行わせてはならない。